

【議事録】概要

会議名	芦屋港活性化推進委員会（第12回）	会場	芦屋町役場 31会議室			
日時	平成31年1月7日（月） 19:00~20:45					
件名・議題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）イベント広場整備に関する第11回推進委員会からの変更点について（案）</p> <p>（2）管理運営主体の考え方について（案）</p> <p>（3）概算事業費について</p> <p>（4）芦屋港活性化基本計画（素案）について</p> <p>（5）答申書（案）について</p> <p>3 その他</p>					
	会長	内田 晃	出	副会長	小島 治幸	出
		辻本 一夫	出		林 知幸	出
		松上 宏幸	欠		中西 隆雄	出
		松岡 泉	出		河村 拓磨	出
		川上 誠一	出		重岡 裕馬	欠
		根木 貴史	出		信安 一宏	欠
		久保 尚亮	代		北 陽一	出
		吉瀬 幸一	出		後藤 了輔	出
		牟田口 徹	出		小田 昭裕	欠
		山田 寛	出		須河内 美紀	欠
合意・決定事項	<p>○イベント広場整備に関する第11回推進委員会からの変更点について、了承された。</p> <p>○管理運営主体の考え方について、了承された。</p> <p>○概算事業費について、了承された。</p> <p>○芦屋港活性化基本計画（素案）について、承認された。</p> <p>○答申書について、了承された。</p>					

平成30年度芦屋港活性化推進委員会（第12回）議事録

1 開会

事務局より、出席状況・傍聴者について報告

2 議事

(1) イベント広場整備に関する第11回推進委員会からの変更点について

イベント広場整備に関する第11回推進委員会からの変更点について、資料1に基づき事務局より説明。

[委員長]

- 非常に大きな変更点と思う。もともと柱と屋根がある、風が防げない構造物であったものを、今回は鉄骨造できちんとした建物として全天候型の施設を整備するという変更になっている。この内容についてご意見、ご質問があればお願いしたい。

[委員]

- 全天候型にして特に冬の風を凌ぐという事で、こういった鉄骨構造で造るという事は理解できるが、面積が2,000㎡あり工事費も4億円ということで前回より膨らんでいるが、こういったものを造ってこういったイベントに活用するか試案はあるのか。

⇒ 今芦屋町でキラークンテンツと言われる砂像。県内でも芦屋の砂が砂像制作に一番適しているということで、過去3年ほどプロの彫刻家を呼び、砂像展を実施しているが、天候に左右されるという課題もあり、砂像の屋内展示を1つの想定として考えている。

ただ通年ではなく、数か月、例えば3ヶ月、4ヶ月など冬の集客に寄与するような期間で展示が出来ればということで、それ以外の期間については別の用途をこれから詰めていきたいと考えている。

面積についてもそういった前提で、現在砂像展でプロゾーンとして使われている範囲が入る規模感ということ、それ以外の活用として例えばスポーツ行事などを開催した場合、十分な面積が取れるということを考慮した。(事務局)

[委員]

- 資料2に公設民営型で指定管理者制度ということで、イベント広場の部分も入って

いると思うが、今まで砂像は砂像実行委員会が運営をしていたと思うが、指定管理者制度が導入される中で、砂像実行委員会などとの関係はどうなるのか。

⇒ 全天候型施設とイベント広場全体の管理運営は指定管理者に行ってもらおう方向だが、イベントの実施は実施団体に行っていただく考え方で整理している。そのため、実行委員会が行っている砂像展については、砂像展の実行委員会で内容を検討頂き、管理運営者としてはそのイベントでの施設使用料をいただくというような整理の仕方と考えている。

今後、砂像の運営の仕方も町の中で検討していかないといけないので、決まっている訳ではないが、現状は貸し出すという考え方を基本としているということで理解いただきたい。(事務局)

[委員]

○ この件に関しては、前回の委員会で要望していたが、ランニングコストの関係もあるということだが、ここに集客を望むとすれば、基本的には冬季のお客様が来ていただける施設がなければ遠退いて行く一方と思われ、大きな目玉だろうと思う。

活用方法については試案もあるようだが、ファミリー層を含め、高齢者も日頃足を運んでいただけることを考え、誰もが利用できる色々な視点で今後検討をしていただきたい。

⇒ 2,000 m²という非常に広い、以前視察した上屋とほぼ同じ面積ということで、一面全部使えばかなりの広さになる。一面全部使うということも当然ありながら、区画を区切って安い使用料でも使える柔軟性が求められるとも感じる。

全天候型の施設を造るという方向性は示されたが、中身については整備の段階で、順を追ってきちんと整理されれば良いと考えている。(委員長)

[委員]

○ この考え方は良いと思う。砂像の展示ということだが、鳥取県にこのような施設があると思うがその面積は分かるか。

⇒ 鳥取県の「砂の美術館」という砂像専用の屋内展示施設があり、これは参考にしている。砂の美術館の面積は約3,000 m²ある。

建物の高さは、今回提案している案は2階建ての高さを想定している。一般的な体育館位のイメージだが、鳥取の砂の美術館は3層建てになっており、一般的な体育館よりも1フロア分高い形で、砂の美術館と比較すると規模では少し小さめになると思う。

(事務局)

⇒ 芦屋の浜辺は冬場対策が非常に大事と思っている。そういう面では全天候型の方が有効活用できると思う。

今行っている砂像展の高さと全天候型施設の高さの差はどの位あるのか。(委員)

⇒ 砂像展のメインの砂像は約7～8m位ある。施設の高さは約10m程度の高さと想定されるが、内容は細かく設計していくもので現状何mと決めたわけではない。当然、使い方が決まれば、それらを考慮して設計していきたい。(事務局)

[副委員長]

○ 資料に活用面や維持管理を考慮すると、投資費用の差は金額以上に少ないと考えられるとあるが、活用面は今の質問でどういう活用するか理解できたが、維持管理面を考慮するとして、ランニングコストとして2つを比べた場合、どの程度の差が出るか試算していれば教えていただきたい。

⇒ ランニングコストについては細かいところは出しようがないが、特筆すべきというところで、テント生地の大屋根のメンテナンスと鉄骨の部分が、海沿いの場所ということで費用がかかる。おおむね10年ごとに屋根の貼り換えと鉄骨部分の塗り替えて3,000万円程度かかる試算が出ている。この費用がかかるため、投資費用の差が少なくなると考えている。

(事務局)

⇒ 全天候型はそれほど頻繁に修繕の必要はないのか。(副委員長)

⇒ 大屋根のテント生地の屋根と比較し、全天候型はそこまでの頻度の修繕は必要ないとのことである。(事務局)

[委員長]

○ 他に質問や意見はないか。

⇒ なし。(委員)

○ では議事1については 以上とし承認させて頂く。

議事2について、事務局より説明をお願いしたい。

(2) 管理運営主体の考え方について (案)

管理運営主体の考え方について、資料2に基づいて事務局より説明

[委員長]

○ 管理運営主体の考え方、方向性について考えが示されたが意見をお願いしたい。

[委員]

○ 一つの法人が全ての事業の担うのは厳しいのではないか。メリット、デメリットの説

明を受けたが、デメリットをみると、例えば収益がないような、動きがあまりみられないような事業によっては全てを一つの法人に任せない方がよい可能性があると思う。これについてはしっかり検討していただいた方がよいと思う。

すべて一つの法人に任せるのではなく、全体ではなく性質、特徴など分析した結果、どういうグループ、法人に任せて行くかも考えていただきたいがいかにか。

⇒ ご指摘のとおりで、現状では各分科会では一体がよいという意見があったが、ボートパークとイベント広場など全くノウハウが違うような施設もあるため、これについては、芦屋町の責任において、どういう形がよいのか、関係団体の方々とも協議しながらしっかり検討していきたい。

今の意見はしっかり承りながら、今後の検討課題としてまとめさせていただきたい。
(事務局)

[委員]

○ まちづくり会社については、今までの論議の中で宗像の道の駅などの説明を受けてきたが、実際に運営主体をどうするかについて十分な論議ができていない中で、答申をまとめる時点でこれが出てきたというのは、もっと手前から十分に論議すべきであったと思う。

先程の説明にあった、まちづくり会社自体が港湾活性化の地域と、レジャープール、海浜公園を一体となって運営すると言われていたが、現行ではレジャープールや海浜公園については芦屋町観光協会が指定管理を受けている。この部分についてもまちづくり会社が受けて行くということか。

⇒ 今回こういった形でのご提案になったことについてはお詫びさせていただく。

観光協会に関しては正副会長、事務局と意見交換をさせていただいているが、実態として現状で手一杯という話もあり、指定管理期間の調整などもあるため、基本的には芦屋港の新たに整備される施設を、どういったところが管理していくかを第一義的には考えていきたい。

ただ将来的には、隣接しており一体的にできないかということも併せて検討を進めていきたいと思っている。今すぐに観光協会が行っていることを取り込んで一緒に行うということではなく、これもしっかり検討させていただきたいと思っている。

中身については来年度、町の方で検討チームを立ち上げ検討していきたいと考えており、いま賜った意見はしっかり受け止めながら、まとめていきたい。(事務局)

⇒ 今の委員の意見はもっともと思う。管理運営主体についてはまだ議論し尽くせていないのではないかと思う。今回は管理運営主体の考え方ということで一定の方向性を示しているが、基本的に簡単にまとまることではないと思う。施設規模が今後どのようになっているかということ、周辺のアクアシアンなどの関係性も合わせて、管理運営のことだけでの検討部会のようなものがあってしかるべきとも思う。

これについては来年度以降町の方が主体となって検討して行くということを、委員の皆さんからリクエストがあったということを事務局は受け止めていただければよいと考える。

[委員長]

- 議事2についてはこれで終了とし、このことは非常に重要なことであるため、今の意見をしっかり事務局は受け止めて今後検討を行っていただくこととし、今回は方向性ということで提案について承認させていただくがよいか。(委員長)

⇒ 異議なし。(委員)

(3) 概算事業費について

概算事業費について、芦屋港活性化基本計画素案(答申案)のP117 概算事業費に基づき、事務局より説明

[委員長]

- 概算事業費について説明があったが、意見などお願いしたい。

[委員]

- 今回初めて概算事業費が示されたわけだが、約36億円、第3期整備工事まで10年間の事業ということだが、当初こういう議論が始まった際、芦屋町の身の丈に合った大規模工事ではなくということが一番に要望していたが、全体で見れば36億円ということでびっくりしているところもあるが、それぞれを見て行けば今回論議したようにやはりそれをやった方が良いという気持ちを持っていたが、それが全体的に総合されれば36億円という金額が住民に理解されるか疑問を持つ。確かに36億円と言っても社会資本整備交付金、地方創生推進交付金、芦屋町の過疎債こういうものを活用することで全部ではなく、いくらか減額されると思うが、芦屋町の財政規模としては予算80億円程度の小さな町であり、そういった自治体にとっては大きな負担になるのではないかと懸念している。

これまで12回の委員会があったが、福岡県や国土交通省の方々も参加し議論いただいたが、P117の事業をみると1~10の事業が挙げられている。このうち例えば海釣施設、それからイベント広場整備、1号上屋の整備、海辺のプロムナード、物流機能の移転、機能撤去整地というところについては、この間の事業主体がまだ決まっていない状況になっている。私たちもこういう議論をする中で今後、町民の方からこれはどんなふ

うになるかなどいろいろ聞かれる。10年のスパンとなる中でなかなか答えにくいところもあると思うが、そのあたり、どこが事業主体になるかやはり一番知りたいというところがある。

福岡県内では例えば北九州のマリーナ、我々も視察に行った宗像市の、県が事業主体であるうみんぐ大島、博多湾の整備などよいと思うが、事業主体の自治体が大きな財政規模であるため、そういった規模では、自治体の財政に影響はないと言ったらおかしいあまり負担にならないと思うところもある。芦屋町は小さな自治体であり、この財政規模がどの位になるか一番関心がある。

ここについては福岡県の港湾であるということもあり、県との関わりが強くなってきていると思う。その点でまだなかなか決まてはいない事であるが、これらの施設の事業主体について福岡県の方はどう考えているか、基本的な考えでよいので伺いたい。

⇒ 正確な答えになるか分からないが、港湾を管理している港湾課として今の時点でご返事が出来る、今我々が持っているいろいろな整備の予算、またその種類の中でいくと、この中で正直我々が直接関与できる可能性が、全額ではないがあるのはボートパークのみ。

あとはレジャー港化ということで、もともとこの話が進んだ時に物流港として使われていない部分を、芦屋町が何とか観光とか活性化のために使いたいということで、その部分について港湾管理者としてしっかりと協力できることは協力する、場所は提供できますという話をしてきたと思う。

ただ、今の段階で、と申し上げるのは、先程大島のうみんぐなどの話もあったが、国の方でもレジャーについて、国の方でまた新たな補助金であったり、また我々港湾管理者が通常港湾を管理している以外の、例えば県の中でも企画振興部、地域振興を担っている部署もありその予算を活用できる可能性もあるが、港湾管理者として答えられるのはボートパーク部分、この部分のみということになる。(委員)

⇒ 町にとっては厳しい答えだったが、恐らくそういった考え方を県も持たれていると思う。ただ事業を完成させる、成功させるには県の力、国土交通省の力も必要と思う。

先程言ったように、いろいろな国や地方創生の交付金など、そういったものを最大限に活用してこの事業が推進できるように、県や国の方もお力添えをよろしくお願したい。(委員)

⇒ 基本計画素案(答申案)P119に、財源の候補例ということで、社会資本整備総合交付金、地方創生関係の交付金、その他にもこういった直売所など設ける際の補助金など可能性があるものだけでこれだけ列記されている。これをあとはいかに上手く活用できるかというところで、芦屋町の負担額が幾分かこういった可能性を探ることで下がって来るということである。

今すぐ結論が出ることではないため、来年度以降引続きスケジュールなど調整しながらどういった補助金を持って来られるかということについても引き続き精査させて

いただいて、町民のみなさんに理解を得られるような、整備事業費についてきちんと説明できるような検討を引き続き行っていただければと思う。(委員長)

[委員長]

- 議事3について他に質問や意見はないか。
- ⇒ なし。(委員)
- では今出た意見を踏まえ、承認させて頂く。
議事4について、事務局より説明をお願いしたい。

(4) 芦屋港活性化基本計画(素案)について

芦屋港活性化基本計画(素案)について、ダイジェスト版にて、事務局より説明

[委員長]

- ダイジェスト版から素案の説明があった。素案については事前に配布されているので、みなさん目を通してきて頂いていると思うので、どちらでも構わないが何か疑問点や質問があればお願いしたい。

[委員]

- 今日が最後なので疑問点について伺いたい。ダイジェスト版P17に施設整備年次計画が出ているが、この中の7番目の物流機能移転だが、最終的に第3期工事で物流機能が無くなるが、年次計画をみると2020年から物流事業者と交渉と謳われている。
事業者は県の施設を利用しているとなっているが、段階的整備を行い、物流機能を将来的に移転を図るとしているが、この移転交渉は誰が主体的に行うのか、基本的な考え方を伺いたい。
- ⇒ 明確な回答にならないと思うが、どちらがするかは今後県と協議しなければならない。今回の基本計画の策定は、主体となって進めているのは芦屋町になる。一方で、港湾の許可権限者は福岡県になるため、お互い話しながら進めて行きたいと考えている。
(事務局)

[委員]

- 現在事業者が借りている港湾の使用料について、はっきりした金額は覚えていないが、500~600万円位ということで、一般的な港湾を使う点からみると、相当安い金額で借りているという認識を持っている。仮に事業者が移転するとなれば新たな港湾を

使用することになり、現在の使用額と移転先の使用額に相当な乖離が出ると思う。

そういったことになった時、事業者との交渉の中で移転費用の問題なども出てくると思うが、先程出てきた概算事業費の中で、物流機能の移転というところで3億何千万円かあがっていたが、そういった（移転）費用も入っているのか。

⇒ 移転補償という考え方の質問と思うが、それについては現在の事業費には入っていない。具体的にどこに移転ということも決まっていないため、入れていないということでご理解いただきたい。（事務局）

[委員]

○ ダイジェスト版P11の物流機能のところについて、今後港湾計画の改定が19年度から県の方で行われるということだが、この中で緊急輸送基地としての位置付けを維持するとなっている。

3期工事が完了すれば、2号、3号、4号の野積場が物流機能の野積場として活用されるとなっているが、これで機能が十分に足りるのか、野積場は全て海に面しているのではなく、陸地に入っている部分もあるが、そういった意味で物流機能として足りるのか疑問がある、どう考えているのか。

⇒ まず広域海上緊急輸送基地として位置づけられているのは、正確には5号岸壁になる。岸壁の機能については、当然非常時なども使えるような形で残さなければならないと考えている。もちろん施設がある場所は使えないかもしれないが、施設がない場所はそういった利用も非常時には使わなければならないと考えている。

物流に関しては、あくまでも福岡県が現在、物流港としているのは、説明も何度かあったように、博多港と北九州港の間に位置する唯一の港湾ということになり、広域的な物流を支えるという意味合いでは、完全に無くなるということではなく、何か物資を置かなければならないという状況も鑑み、こういった形を残している。具体的には先の話になるが、大きな船が着く場合、水深の問題などもあるため、しっかり協議して行きたい。（事務局）

[委員]

○ 現在芦屋港の浚渫工事が行われ、8号野積場と9号野積場に浚渫した砂が保管されていると思う。砂にはヘドロなど混じっており一定の仕分けを行って処理していると思うが、現在、8号野積場、9号野積場の面積は相当な面積が必要となっている。

今後論議されていることが実現していけば、当然20年、30年経てば浚渫をまた行わなければならない。そうなった時に8号野積場、9号野積場がポートパークになり使用できない問題が出てくるが、将来浚渫した場合、今の芦屋港で対応できるのか。

⇒ 浚渫の問題は、現在9号野積場の北側の水面にかなり堆積があり、今後浚渫が必要になると思う。

整備していくにあたっては、浚渫も含めて今後要望などさせていただかないといけないが、県にて対策を講じていただきつつ、必要な場合は使える場所を使いながら浚渫を行っていかないといけないと考えている。

現状では具体的にどの位の砂が溜まっていて、どの位のスペースが必要かは把握出来ていない。(事務局)

[委員]

○ 懸念するのは、全体的に砂が溜まっている時にその砂をどこに保管するのかということ。

4号岸壁、5号岸壁を見に行ったが、中防波堤の近くは完全に干上がっており10m近く砂浜になっている。あそこをボートパークにする、水上保管をするということで浚渫をすれば全体的に5m位の水深を確保しないといけないと思う。

また、南側のボートパークについても前回行った時はそれほど堆積していなかったが、今回は水深が1m程度しかない状況だった。そういったところもこの計画をする前には浚渫をしなければいけないと思うが、具体的に、私は素人なので分からないが、技術屋としてはどの位、何m³くらいの砂を除去しないといけないのか計算しているか。

⇒ 芦屋町では具体的な数字は把握出来ていない。(事務局)

⇒ 今の質問にお答えする前に、ちょっと最初、誤解される発言があった。県の港湾施設の使用料というのは条例で一律に決まっているので、芦屋港だけが安いということではない。

芦屋港をなぜ物流事業者が利用しているかという最大の理由は、他の港湾ほど使用頻度が高くないので、やはり船を扱っている業者さんは、なるべく自分が好きな時に船が着けられた方が便利ということがあって、なおかつ、そこからどこに運ぶかということが、当然物流なので重要なので、現在2事業者さんが使っているというのが実態。

(委員)

⇒ 県の港湾課から他のところが安いというふうに聞いた記憶があったもので。(委員)

⇒ それは、その使用者が少ないので入ってくる収入がちょっと書いてある通り少ない。なので我々もどう利用者を増やそうか、どう未利用地を利用してもらおうかをあくまで言っている。

今の話はまさしく、実はちょっと我々もこの計画が具体化する中で、今後の浚渫であったり、港湾の航路の維持というのは懸念していることであり、先程事務局のお答えにあったとおり、実は避難港として5.5mの5号岸壁は残さざるを得ない状況になっているので、ちょっとこの場であまり申し上げると混乱するが、過去平成27年度ボートパークを検討した時は、どうしても静穏度、波が静かなところにプレジャーボートを持ってくる方がいいという話が先行していたので、今この位置に計画されているが、これについては今後具体的に詳細な設計を詰める中で、果たしてこのボートパークの位置

もここがベストかというのはまだ完全に決まったものじゃないということで、先程言った今後の維持管理等を含め、当然おっしゃられたことは我々も課題として認識している。

正直、今実態として、今年度たまたま浚渫を行った。これも地元でご存知の方はいるかと思うが、本来行う頻度より早めに埋まってしまった。なおかつ今年、河口堰が開いた関係で、更にそこから流入した土砂を今回追加して取ったりしているのです、こういったことは今後発生すると思うので、その辺のところはしっかりと今から検討したうえで対応したいということで、具体的な数字までは、今持ち合わせてはいないが、当然課題としてこのままここにボートパークを持ってこれるとは、港湾管理者としても今色々検討しているところである。(委員)

⇒ 当初事務局が言ったように、これが答申されたとしても今後ローリングしていくということが考えられる。そういった点ではやはり実態にあった港の活用をしないといけないと思うので、今後十分調査検討をして頂きたいと思うので、よろしく願います。(委員)

[副委員長]

○ ダイジェスト版 P12 の集客見込みの経済効果というところで、年間の見込み、経済効果の数値を出されているが、ボートパークの利用料金に関わる経済効果というのはなぜ含まれていないのか。

ボートパークの分科会の責任者としては理由がわからないので、説明いただければと思う。

⇒ ボートパークについては、専門分科会の方で目安として金額が出されているが、今後の課題として、金額が今後検討の必要があるというまとめであったので、全天候型の施設も含めて、もちろん他にも確定ではないが、想定ということで今回は入れていなかったが、入れることも出来る。(JTB)

⇒ 施設規模はある程度固定されているし、利用料金も色々分科会の中では議論があったが、周辺の利用料金を使うというのが妥当ではないかということで、それなりに収支計算まで行っているのです、その辺を使っただけならば経済効果としてかなりの金額になると思うので、入れて頂いた方がいいのではないのかと思う。(副委員長)

⇒ もしよろしければ、今頂いた意見をご承認いただければ、プレジャーボートも含めて直売、飲食、海釣り、この4つについては専門分科会で詳細に金額を計算しているので、現在は3つの分だけだが、今副委員長からあったようにプレジャーボートの消費額も出ているので、これを加えるという形で、事務局の方で作業をさせていただければと思うが。(事務局)

⇒ 今、提案ありましたけれども、そういった方向性でよろしいか。専門分科会では議論していますし、今回出ていませんが専門分科会の報告書の中にはそれは明記されてい

るかと思うので、ここで出さない理由はないかと思うので、経済効果額というのは当然大きければ大きいほど町にとってもありがたいことではないかなと思うので、こちらは載せる方向で修正をしていただくということによろしいか。(委員長)

⇒ 異議なし(委員)

[委員長]

○ それでは他にいかがか。

基本計画の素案という形で、答申案ということで資料として出していただいている。まだ細かいところを見ていると、誤字脱字があったり、今の経済効果額についてもそうかと思うが、軽微な修正などがあるかと思う。これについては事務局と委員長、副委員長で責任を持って編集、チェックをしたいと思うので、委員長、副委員長、事務局に一任して頂ければ大変ありがたいが、皆様いかがか。

⇒ 異議なし(委員)

[委員長]

○ ありがとうございます。また、この基本計画の素案ということで今回出していただいている。ずっと何度も事務局の方からあるとおりの、もちろんこれが確定、きちっと決まった訳ではない。管理運営の方法とか、事業の予算額も当然概算であり、また内容によって変わってくる。タイミング、スケジュールの進捗によっても当然変わってくる。大きな方向性を示す基本計画ということでご理解頂ければと思う。

それで、この基本計画を答申するという事に関して、今日皆様からご承認をいただければと思っているが、いかがか。(委員長)

⇒ 異議なし(委員)

⇒ ありがとうございます。全会一致ということで承認をさせて頂ければと思う。

これをもって今後、町長に答申をするという流れになると思う。議事の5番。答申書の案について事務局より説明をお願いしたい。(委員長)

(5) 答申書(案)について

答申書(案)について資料3に基づき、事務局より説明

[委員長]

○ 今週の木曜日に町長に答申をするということで仮にスケジュールを組んでいた。今日皆様方からご承認いただいたので、その仮のスケジュールを本スケジュールとして、

私の方で町長に出向き、この答申書を添えて、今日皆さん方にご議論いただいた本編、それから資料編両方ありますが、この両方を添えて町長に答申させていただくという流れになる。

これについて、質問などあればお願いしたい。

⇒ なし（委員）

[委員長]

○ それではこの鑑の文書と添付する本編、資料編を添えて、私の方から責任をもって町長に答申をさせていただきたいと思う。

それでは議事次第その他について、事務局より事務連絡などあれば説明をお願いしたい。（委員長）

3 その他

(1) 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて、参考資料に基づいて事務局より説明

[委員長]

○ このスケジュールについて何か質問があればお願いしたい。

⇒ なし（委員）

[委員長]

○ 町民の皆さんは多分関心が非常に高い計画ではないかと思う。パブリックコメントの期間中に広報掲載ということになっている。これを見られて、当然この3月1日号にもパブリックコメントをやっているっていう情報は掲載されると思うので、それ以後2週間程あるので、そこでまたコメントなどいただくと大変ありがたいと思う。

パブリックコメント開始前も、当然広報でも情報提供されると思うが、ぜひ多くの町民の方に見ていただいて、パブリックコメントが有意義なものになるように。

いろんなところでやっているパブリックコメントもなかなか意見が出てこない計画もあるが、今回かなり町民の関心が高いと思うので、周知の方法、実施の方法については事務局にて検討いただければと思う。

[委員長]

- 平成 29 年の 8 月から 1 年半かけて、12 回の会議を開催させていただいた。おかげで、こういった基本計画という形で立派な計画が出来て町長に答申することができる形になった。私からも感謝申し上げて本日の会議を閉会させていただきたいと思う。どうも長い間ありがとうございました。(委員長)

以上